

注意事項					公印使用承認	施行日等		
起案日					-	-		
供覧日	令和 5年 4月21日							
文書番号	5監査号外							
決裁種別	電子・紙併用							
施行方法	-				施行文書確認済 <input type="checkbox"/>	システム入力済 <input type="checkbox"/>		
備考					起案者氏名 赤井 慎一 課 (地方機関) 事務局 (監) グループ (課) 監査第一課			
題名 「住民監査請求に関する調査」の返送について								文書種別
								供覧
課長	担当課長	課長補佐	主査	主査				
北村 健一	松村 健一	小松 直基	朝日 陽一	坂口 美穂				
保存期間	3年	標準ファイル名	住民監査請求					
伺い文								
令和 5年 4月 11日 付け「住民監査請求に関する調査」は、内容証明郵便により施行したところ受領されず、郵便局での保管期間が経過したため返送されました。								

令和5年4月11日

渡辺昇様

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県監査委員 前田 貢

同 川上 明彦

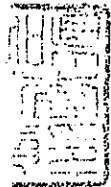
同 山内 和雄

住民監査請求に関する調査（依頼）

当職らは、平成29（2017）年度の政  
務活動費に係る事務所費の返還及び令和3（  
2021）年度の政務活動費に係る調査研究  
費の返還に係る令和5年2月22日付けの地  
方自治法第242条第1項の規定に基づく2  
件の住民監査請求につき、令和5年3月20  
日付け4監査第176号で同法第199条第  
8項に基づく調査を行いました。残念なが  
ら現在に至るまでに回答をいただけておりま  
せん。

さらに、令和5年4月3日付け5監査第1  
号で再度の調査を書留郵便にて行いましたと  
ころ、貴職は、いまだこれを受領されてお

ま せ ん 。  
つ き ま し て は 、 内 容 証 明 郵 便 に て 重 ね て 調  
査 を 行 い ま す の で 、 別 添 調 査 票 記 載 の 質 問 に し  
対 し 令 和 5 年 4 月 1 4 日 ( 金 ) ま で に 回 答 し 本  
て い た だ き ま す よ う お 願 い し ま す 。 な お 、 本  
内 容 証 明 郵 便 と 同 内 容 の 文 書 を 、 本 日 付 け で  
、 特 定 記 録 郵 便 で も 別 途 送 付 い た し ま す 。  
特 貴 職 に お か れ て は 熟 知 の こ と と は 思 い ま す  
が 、 愛 知 県 議 会 基 本 条 例 第 6 条 ( 政 務 活 動 費  
) で は 「 会 派 及 び 議 員 は 、 別 に 条 例 に 規 定 せ  
る 有 効 確 保 の 使 用 途 へ 透 明 性 を 確 保 す る こ  
と 明 確 に 確 保 し 使 用 途 へ 透 明 性 を 確 保 す る こ  
明 お 務 付 け ら れ て い か ら 、 こ の 義 務 の 対 象 と  
務 件 で あ る こ と か 、 貴 職 御 自 身 の た め に  
す の で 、 ど う か お 願 い す る 次 第 で  
非 、 御 回 答 を お 願 い す る 次 第 で



## 調査票

### 第1 事務所費（賃料支払先の法人）の件

(1) 当職らが調査したところでは、貴職は、政務活動費の一部を、貴職が代表者の一人である法人から賃借した事務所の賃料の支払いに充当されています。この点、政務活動費マニュアルでは明確でない部分はあるものの、当該法人の支配株主（本人及び生計を一にする者の合計株式数が会社の株式の過半数）である場合は、政務活動費を充当することはできず、返還を求めべきといたうのが、当職らの見解であり、筒井議員に係る監査請求の際に判断した骨子です。なお、政務活動費とし、ての支払い関係について、賃貸人が法人の場合にはマニュアルには明記されていません。このため、それが原因で議員の方々が、これまでに誤解されていた可能性は十分あります。その点は、監査委員の判断に当たっては当然考慮させていただきます。

(2) そこで、3月20日付け調査により、株式数の詳細をお尋ねしたところですが、貴職から当該調査の御回答がない場合、株式数の詳細は不明のままとなり、貴職が支配株主であるか否かは明らかでないこととなります。しかしながら、貴職は、共同代表者とはいえず、長年にわたり、政務活動費の一部を充当



是非とも御回答くださいますようお願いいたします。

(1) 貴職が令和3年11月12日に福岡空港で県外活動を実施したことを証する書類、写真等がありましたら御提出ください。

(2) 福岡空港で貴職が面談した方はいらっしゃいましたか。面談があったのであれば、その方のお名前や役職などがお分かりになれば教えてください。また、名刺のやり取りがあった場合は、名刺の写し等を御提出ください。仮に、福岡空港の担当者に面談されていなかったのであれば、何を、どのように視察されたのかを教えてください。

(3) 政務活動費収支報告書に添付された福岡市営地下鉄の領収書の時刻は、博多駅が15時11分、福岡空港駅が15時31分と印字されています。博多駅から福岡空港駅に到着された際に帰りの地下鉄の切符を購入されて、その後、空港を視察されたということでしょうか。仮に、帰りの地下鉄に乗車する際に切符を購入されたとすると、その購入時間の差が20分しかないため、空港を視察している時間がなかったと思われまますので、念のため実際の当該日の行動はどのような状況であったか教えてください。以上

この郵便物は令和5年4月11日第28592号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

